

募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約施行規則 新旧対照表

下線部が変更箇所

変更案	現行
第12条の2 規約第5条第15号に規定する「<u>変更補償金に関する事項</u>」は、旅程保証制度に基づく変更補償金の支払について当該企画旅行者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第29条（旅程保証）の規定に準拠して表示するものとする。 第28条の2 規約第6条の3に規定する表示については、第4条から第7条の2まで及び第13条の規定を準用する。 第36条 <u>規約第13条の2で規定する「自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示」とは、事業者が自己の供給する募集型企画旅行の取引について行う表示であるにもかかわらず、当該表示であることを明瞭にしないことにより、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難となる表示をいう。</u> 第37条 規約第14条各号の規定について例示すると以下のとおりである。 (1) 規約第14条第1号で規定するものとしては、例えば、広告表示をしているサービスの内容を享受するには制約条件や期間制限等があるにもかかわらず、その内容が明示されていないこと（当該旅行日程の中で、美術館その他観光施設等の休館日・ホテルのプールの工事期間やビーチの遊泳禁止期間等に当	第12条の2 規約第5条15号に規定する「<u>変更補償金に関する事項</u>」は、旅程保証制度に基づく変更補償金の支払について当該企画旅行者の旅行業約款の規定に準拠して表示すること。標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めている場合は、同約款第29条（旅程保証）の規定に準拠して表示するものとする。 第28条の2 規約第6条の3に規定する表示については、第4条から第7条の2及び第13条の規定を準用する。 （新設） 第36条 （略）

たる可能性がある場合は、その旨を明瞭に表示しないこと等）がこれに当たる。

- (2) 規約第14条第2号で規定するものとしては、例えば、ツアータイトルに利用する運送機関の特別の設備又は等級等を使用することを強調表示しながら、その設備又は等級等が利用できないことがこれに当たる。
- (3) 規約第14条第3号で規定するものとしては、例えば、客観的な裏付けがないにもかかわらず宿泊施設のランク表示をすることがこれに当たる。
- (4) 規約第14条第4号で規定するものとしては、例えば、旅行者が提供を受ける食事の表示であって、ツアータイトルや写真から受ける印象や期待感と実際のものとの間に著しく違いがあることがこれに当たる。
- (5) 規約第14条第5号又は第6号で規定するものとしては、例えば、実際と異なる泉質や効能に関する表示、又は加水、加温、循環ろ過等を行っているにもかかわらず「源泉100%」、「天然温泉100%」などの表示や加水、加温、循環ろ過等の使用の有無に関する情報を表示することなく「天然温泉」などの表示をすることがこれに当たる。
- (6) 規約第14条第7号で規定するものとしては、例えば、表示されている募集人員を超えて申込みを受け付けることにより、表示されたサービスの内容が著しく異なることになるもの、又は、出発保証、催行確約等催行を保証している表示をしながら、その催行をしない場合等がこれに当たる。
- (7) 規約第14条第8号で規定するものとしては、例えば、会員価格と称してあた

かも割引されている価格のように見せかけながら実際は市場価格である場合、旅行者が別個に負担するものについて旅行代金に含まれるかのような表示をする場合、カード・ローン等での支払可としておきながら実際には現金一括払いとする場合等がこれに当たる。 (8) 規約第14条第11号で規定するものとしては、例えば、いわゆる当選商法（抽選で優待旅行参加資格の10名に選ばれたと100名にダイレクトメールを出すような商法）と称される行為がこれに当たる。 (9) 規約第14条第12号で規定するものとしては、例えば、「バーゲン」、「格安」、「お買い得」、「お値打ち」等の用語がこれに当たる。 <u>第38条</u> 協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。 2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出るものとする。	<u>第37条</u> （略）
--	------------------------

附 則

この規則の変更は、令和7年10月1日から施行する。